

(仮称) 愛西市学校給食センター
整備・運営事業

入札説明書

平成 21 年 10 月 20 日

愛 西 市

— 目 次 —

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 事業概要	2
1 事業名称.....	2
2 事業の目的.....	2
3 事業の概要.....	3
1) 施設整備業務.....	3
2) 開業準備業務.....	4
3) 維持管理業務.....	4
4) 運営業務.....	5
4 事業方式.....	5
5 事業期間.....	5
6 選定事業者の収入.....	6
7 本事業の実施スケジュール.....	6
8 事業に必要と想定される根拠法令等.....	6
1) 関連法令等.....	6
2) 要綱・基準等.....	7
第 3 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 事業者の募集及び選定の方法.....	9
2 選定の手順及びスケジュール.....	9
3 応募者の備えるべき参加資格要件.....	9
1) 応募者の構成等.....	9
2) 構成員の参加資格要件.....	10
3) 構成員の制限.....	12
4 入札手続等.....	12
1) 入札説明書等に関する事項.....	12
2) 第一次審査（入札参加資格の確認）.....	15
3) 第二回現地見学会に関する事項.....	17
4) 立田センター、佐屋センター見学会.....	17
5) 第二次審査（入札方法等）.....	18
6) 開札.....	21
5 落札者の決定方法等.....	22
1) 審査委員会.....	22
2) ヒアリングの実施.....	22
3) 落札者の決定及び公表.....	22
6 契約に関する基本的な考え方.....	23
1) 基本協定の締結.....	23

2) SPC の設立.....	23
3) 事業契約の締結	23
第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項.....	25
1 本施設の立地条件	25
2 土地の取得に関する事項	25
第 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項..	26
第 6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	27
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	27
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	27
3 その他の支援に関する事項	27
第 7 その他事業の実施に関し必要な事項	28
1 議会の議決	28
2 情報提供.....	28
3 入札説明書等に関する問合せ先	28

第1 入札説明書の定義

(仮称)愛西市学校給食センター整備・運営事業入札説明書(以下「入札説明書」という)は、愛西市(以下「市」という。)が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として特定事業の選定を行った(平成21年10月20日)、(仮称)愛西市学校給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)に対して平成21年10月20日付愛西市公告第2号により公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)についての説明書である。

入札説明書に添付されている、本事業の要求水準書(以下「要求水準書」という。)、事業契約書(案)(以下「事業契約書(案)」という。)、基本協定書(案)(以下「基本協定書(案)」という。)、落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)及び様式集(以下「様式集」という。)は一体のものとする(以下「入札説明書等」という。)

なお、入札説明書等、平成21年10月20日に公表した要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答、平成21年9月17日に公表した実施方針に関する質問・意見に対する回答、平成21年8月20日に公表した実施方針に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、平成21年8月20日に公表した実施方針、平成21年9月17日に公表した実施方針に関する質問・意見に対する回答、平成21年10月20日に公表した要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答、入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

(仮称) 愛西市学校給食センター整備・運営事業

2 事業の目的

愛西市（以下「市」という。）は、平成17年4月1日に、海部郡佐屋町、立田村、八開村、佐織町の2町2村が合併し発足した。そのため、給食の提供方法については、合併前の町村により異なっており、旧佐屋町、旧立田村、旧八開村については、小学校、中学校共にセンター方式、旧佐織町においては、単独自校方式となっている。

また、学校給食においては、平成9年に「学校給食衛生管理の基準」（文部科学省）が制定され、原則、それに従った衛生管理を実施していたが、学校給食法の改正（平成20年度）により、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいと法的に位置づけられ、より一層の、適切な衛生管理が求められている。

そのような中、学校給食八開センターは、平成13年に竣工し、現在の学校給食衛生管理基準に準拠した施設となっているが、学校給食佐屋センター及び同立田センター及び旧佐織町の単独自校方式の一部を除いた学校については、老朽化、衛生水準、作業効率など、抜本的な更新の時期を迎えている。

また、食育基本法の制定や、食に関する指導が学校給食法の改正（平成20年度）により盛り込まれるなど、学校教育において「食育」という新たな視点でこれらの食環境の改善に取り組む必要があること、アレルギー対応の必要性の高まり、大量のエネルギーを消費する施設であることから、環境配慮への要望等、給食を取り巻く環境も変化している。

更新計画を検討するにあたり、市においては、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、調理後2時間以内喫食を遵守するため、配送距離等を鑑み、給食提供エリアを、市域南北に分けて検討を行なった。その結果、学校給食佐屋センター及び同立田センターの2箇所の給食センターを統合し、市城南側エリアへの給食提供の拠点として、「(仮称) 愛西市学校給食センター」（以下「本施設」という。）を設置することを決定した。

また、市は、(仮称) 愛西市学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくPFI事業として実施することにより、市の財政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図りつつ、以下の実現を図るものとする。

(1) 学校給食衛生管理基準に沿った衛生管理

安全な給食を提供するため、文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等に基づき、高い衛生水準の確保を行う。

(2) 望ましい食環境の確保

つくりたてに近い状態での給食提供の実現、食物アレルギーを持つ児童生徒も安心して食べ

られるアレルギー対応の実施、栄養バランスを考慮した充実した給食提供を実現し、すべての児童生徒にとって望ましい食環境の確保を図る。

(3) 食育の推進や地域との係わりへの配慮

食育基本法が策定され、学校給食法においても一部改正がなされ、学校給食を活用した食に関する指導の充実が求められている。また、昨今は食の安全性や食育への関心が非常に高まっている。

本施設では、当該施設を中心とした食育活動の推進や、地域との交流を行う。

(4) 環境負荷低減への配慮

環境省は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）を定め温室効果ガスの低減を求めている。

この法律では、地方公共団体にも努力義務を課し、エネルギーの合理的かつ適切な使用や、環境配慮契約を推進するよう求めている。本施設は、この環境配慮契約法の趣旨に則った施設とする。

また、大量のごみを発生する施設であることから、生ごみの減量化・再資源化への対応などを推進する。

(5) 財政への配慮

本施設では、施設建設時にかかる初期費用だけでなく、維持管理運営面での経費を含めたライフサイクル単位での経費を考慮し、経費節減に配慮した施設とする。

また、PFI方式を導入することで、民間の運営ノウハウを活用し、効率的な運用により、ライフサイクル単位での財政支出の削減を図る。

3 事業の概要

本事業は、(仮称)愛西市学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含むすべての施設（以下「本件施設」という。）について整備し、本件施設の開業準備を行い、本件施設の維持管理・運営を実施するものである。

市は本事業への参加を希望する民間事業者の募集、評価及び選定を行う。選定された民間事業者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

1) 施設整備業務

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）は、次に掲げる設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。

- a. 事前調査業務
- b. 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む。）
- c. 設計業務
- d. 建設業務（敷地造成含む）
- e. 調理設備^{※1}調達・搬入設置業務

- f. 調理備品^{※2}調達業務
- g. 事務備品^{※3}調達業務
- h. 食器・食缶等^{※4}調達業務
- i. 外構整備・植栽整備業務
- j. 工事監理業務
- k. 竣工検査及び引渡し業務
- 1. 既存施設（佐屋センター、立田センター）解体・駐車場設置業務

※1)「調理設備」とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備、及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

※2)「調理備品」とは、ボール、温度計、計量カップ、秤、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

※3)「事務備品」とは、市職員用机・椅子、会議室机、椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

※4)「食器・食缶等」とは、食器・食缶、食器かご等をいう。

2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務およびこれらに付随する業務を行う。また、市の行う試食会の開催支援を行うこと。

3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる維持管理業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室（以下「配膳室」という。）に係る維持管理業務は、市が行う。

- a. 建築物保守管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- b. 建築設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- c. 調理設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕及び更新業務を含む）
- d. 植栽・外構維持管理業務
- e. 清掃業務
- f. 警備業務
- g. 調理備品保守管理・更新業務
- h. 食器・食缶等保守管理・更新業務
- i. 事務備品の保守管理・更新業務（ただし、市職員事務室内の事務備品については市が行う。）

※市は、事業終了3年前より、調理設備・建築設備の一部について、計画的な大規模修繕を行う予定である。事業期間中の大規模修繕対象とする内容は、要求水準書で示す。それ以外の事業期間中に発生する修繕・更新業務は不可抗力及び市の帰責事由の場合を除

き、選定事業者の事業範囲とする。なお、事業終了3年前から事業終了後に発生する大規模修繕について、事業者はライフサイクルコストの削減が可能となるように、計画的な大規模修繕方法について、市に助言を行うこと。

4) 運營業務

選定事業者は次に掲げる運營業務を行う。

- a. 検収補助業務
 - b. 調理業務
 - c. 給食運搬・回収業務（基本的には米飯・パン・デザート(開封済み)の残滓についても回収対象とする。）
 - d. 配送車両調達・維持管理・更新業務
 - e. 洗浄業務
 - f. 残滓処理業務※（基本的には米飯・パン・デザート(開封済み)の残滓についても残滓処理対象とする。）
 - g. 衛生管理業務
 - h. 各配送校における配膳業務（佐屋地区のみ）
- ※ 各配送校から回収した一般廃棄物については、最終処分については市で実施するため、衛生的に残滓庫に保管するまでを事業範囲とする。調理過程で発生したゴミや、その他廃棄物については、選定事業者の事業範囲とする。

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- a. 献立作成業務
- b. 食材調達・検収業務
- c. 広報業務（見学者対応を含む）
- d. 給食費の徴収管理業務
- e. 配膳等業務（配膳室から各クラスまで）
- f. 食数調整業務
- g. 米飯・パン、デザート類及び牛乳の調達・配送校への運搬業務（市が別途発注した業者が実施）
- h. 米飯・パン、デザート類及び牛乳の容器等回収業務（市が別途発注した業者が実施）
- i. 各配送校から回収した一般廃棄物の最終処理

4 事業方式

選定事業者が本件各施設を整備した後、市に所有権を移転し、事業期間中における本件施設の維持管理業務及び運營業務を実施するいわゆる BTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 39 年 3 月 31 日までとする。

6 選定事業者の収入

市は選定事業者から本件各施設の引き渡しを受けた後に、選定事業者に対し事業契約書（案）別紙6に示す費用を支払う。

また、事業契約書（案）別紙10に従いモニタリングを行い、事業契約書（案）別紙11に従いサービス対価の減額の手続きを行なう。

7 本事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（案）は、次に示すとおりである。

事業内容	スケジュール
事業契約締結	平成22年6月
事業期間	事業契約締結の翌日～平成39年3月31日
施設整備期間	事業契約締結の翌日～平成24年1月末
既存施設解体・駐車場設置期間	平成24年7月20日～平成24年9月末(期限)
引渡し	本件施設：平成24年1月末 既存施設跡駐車場：平成24年9月末
開業準備期間	平成24年2月1日～平成24年3月31日
維持管理期間	平成24年4月1日～平成39年3月31日
運営期間	平成24年4月1日～平成39年3月31日

8 事業に必要と想定される根拠法令等

選定事業者は、本事業を実施するに際しては次に掲げる各種法令及び要綱・基準等を遵守すること。

1) 関連法令等

- a. 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- b. 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- c. 学校保健法（昭和33年法律第56号）
- d. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- e. 健康増進法（平成14年法律第103号）
- f. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- g. 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- h. 消防法（昭和23年法律第86号）
- i. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- j. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

- k. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- l. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- m. 水道法（昭和32年法律第177号）
- n. 下水道法（昭和33年法律第79号）
- o. 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- p. 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- q. 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- r. 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- s. 電波法（昭和25年法律第131号）
- t. 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- u. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- v. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- w. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- x. 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

- y. 愛知県建築基準条例（昭和39年4月1日条例第49号）
- z. 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年10月14日条例第33号）

- aa. 愛西市下水道条例（平成21年3月25日）
- bb. 愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年4月1日）

その他の関連法規・条例

2) 要綱・基準等

- a. 学校給食実施基準（文部科学省）
- b. 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- c. 愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準（愛知県）
- d. 愛西市住宅地開発事業等に関する指導要綱（愛西市）
- e. 愛西市一般競争入札取扱要綱の全部を改正する要綱（愛西市）
- f. 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- g. 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- h. 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- i. 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- j. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- k. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- l. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- m. 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- n. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- o. 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ((国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- p. 公共建築工事積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- q. 公共建築数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- r. 公共建築設備数量積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- s. 建築保全業務共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- t. 建築保全業務積算基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

その他関連する要綱・基準等

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

市は本事業への応募を希望する民間企業等を広く公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

事業者の選定にあたっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとし、その旨を市のホームページ等に掲載する。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

平成21年10月20日(火)	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
10月30日(金)	入札説明会
11月4日(水)	第一回入札説明書等に関する質問の受付締切
11月20日(金)	第一回入札説明書等に関する質問・意見の回答公表
11月11日(水)	第一回配送校見学会の開催
12月4日(金)	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請）
12月10日(木)	第一次審査（資格審査）結果の通知
12月15日(火)	第二回入札説明書等に関する質問の受付締切
1月13日(水)	第二回入札説明書等に関する質問・意見の回答公表
12月上旬～下旬	第二回配送校見学会の開催 立田センター、佐屋センター見学会の開催
2月10日(水)	提案書の受付・入札及び開札
3月下旬	落札者の決定及び公表、基本協定の締結
平成22年5月上旬	仮事業契約締結
6月	事業契約締結

3 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

ア 応募者は、施設整備業務のうち、設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び運營業務のうち、調理業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

また、必要に応じて構成員に上記業務以外を行う者（以下「その他企業」という。）を含むことができる。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

エ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。

オ 落札した応募者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに愛西市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

カ 応募者の構成員は、SPC から受託した又は請負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

2) 構成員の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、(1) から (4) までの要件のうち、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施できることとする。

(1) 設計企業

構成員である設計企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イについてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、ウからエの要件すべてを満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 愛西市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 過去 10 年（平成 10 年度以降）の間で、1,500 m²以上の公共施設の設計完了実績を有するものであること。

エ 過去10年（平成10年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の設計完了実績を有するものであること。

(2) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イについてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、ウからエの要件すべてを満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 愛西市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 過去10年（平成10年度以降）の間で、1,500㎡以上の公共施設の工事監理完了実績を有するものであること。

エ 過去10年（平成10年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の工事監理完了実績を有するものであること。

(3) 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イについてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、ウからオの要件すべてを満たすこと。

ア 愛西市の建設工事入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項に定める「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

エ 過去10年（平成10年度以降）の間で、1,500㎡以上の公共施設にて、元請又はJVの幹事会社として完工した実績を有するものであること。

オ 建築工事にかかる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 維持管理企業

構成員である維持管理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての者が満たすこと。

ア 愛西市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(5) 運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての者が満たすこと。

ア 愛西市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 参加表明時点で、引き続き3年以上、学校給食施設における調理業務の実績を有していること。なお、引き続き3年以上の実績については、同一施設でなくても可能とする。

(6) その他

ア 施設整備業務のうち「調理設備調達・搬入設置業務、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務」、維持管理業務のうち「調理設備保守管理業務」を再委託（再発注）する場合は、入札書等及び入札提案書類の提出時に、これら再委託（再発注）企業（以下「再受託・請負企業」という。）の名称等について明らかにすること。

イ 再受託・請負企業は、他の応募者の構成員もしくは再受託・請負企業になることはできない。また、一応募者の構成員もしくは再受託・請負企業のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員もしくは再受託・請負企業となることはできない。

3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 愛西市指名停止取扱要領(平成 17 年 4 月 1 日訓令第 37 号)に規定する措置要件に該当する者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者。手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者。

オ 愛西市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱(平成 20 年 3 月 1 日訓令第 5 号)に規定する措置要件に該当する者。

カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4

・東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 225 区

キ 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

ク 最近 1 年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

4 入札手続等

1) 入札説明書等に関する事項

(1) 入札説明書等の公表

平成 21 年 10 月 20 日（火）

(2) 入札説明会及び第一回配送校見学会の開催

市は希望者に対し、入札説明会及び第一回配送校見学会を開催する。開催要領は次のとおりである。

ア 入札説明会

日 時	平成 21 年 10 月 30 日 (金) 午後 2 時～午後 3 時
場 所	愛西市佐屋保健センター 2 階 会議室 (愛西市役所 本庁舎 北側) 住所・愛西市稲葉町米野225-1 電話・0567-28-5833
申し込み方法	様式集 (様式 1-1) に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	平成 21 年 10 月 28 日 (水) 午後 5 時まで
申し込み先アドレス	gakko-kyusyoku@city.aisai.lg.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	愛西市教育委員会 学校給食課 (学校給食佐屋センター内) 電話 0567-24-2635 (直通)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会で入札説明書等の資料の配布は行なわないので各自持参すること。 ・一社あたりの参加人数は 2 名以内とする。

イ 第一回配送校見学会

ア) 第一回配送校見学会開催要領

日 時	平成 21 年 11 月 11 日 (水)
集合場所・時間	愛西市役所 1 階ロビー ※集合時間、スケジュール等は参加申し込みをした企業に後日通知する。
集合場所住所	〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
申し込み方法	様式集 (様式 1-2) に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	平成 21 年 10 月 30 日 (金) 午後 5 時まで
申し込み先アドレス	gakko-kyusyoku@city.aisai.lg.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	愛西市教育委員会 学校給食課 (学校給食佐屋センター内) 電話 0567-24-2635 (直通)
当日のスケジュール	参加申し込みを行なった企業に通知する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・見学会で入札説明書等の資料の配布は行なわないので各自持参すること。 ・参加者が多数の場合は、一者あたりの参加人数を制限する場合もある。 ・写真撮影は可能とする。 ・現地見学会以外で、個別に学校を訪問することは不可とする。 ・見学は配送車両の進入路、配膳室の搬入口までとし、配膳室内の見学は行わない。

イ) 第一回現地見学対象箇所

ア 配送校 (10校)

学校名
佐屋小学校、佐屋西小学校、市江小学校、永和小学校 (配膳業務有り)
立田北部小学校、立田南部小学校、福原分校 (配膳業務無し)
佐屋中学校、永和中学校 (配膳業務有り)
立田中学校 (配膳業務無し)

(3) 既存施設、配膳室資料の貸し出し

既存施設解体・駐車場設置業務の対象となる佐屋センター、立田センターに関する資料及び配膳業務対象となる配膳室資料の貸し出しを行う。要領については、次のとおりとする。

ア 貸し出し資料

佐屋センター竣工図
立田センター竣工図
配送校配膳室配置図

イ 貸し出し期間

平成 21 年 10 月 20 日 (火) から 12 月 15 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 貸し出し申し込み方法及び留意点

- ・ 愛西市教育委員会 学校給食課 (学校給食佐屋センター内) に電話 (0567-24-2635 (直通)) にて問い合わせをし、貸出希望日の資料の有無を確認した上で、愛西市教育委員会 学校給食課 (学校給食佐屋センター内) にて、貸出の受付を行う。
- ・ 貸出期間は、特に事情がない限り、受付日を含む 2 開庁日後の午後 5 時までとする。
- ・ 貸し出し書類の写しをとることは可能とする。
- ・ 借用書 (様式自由) を持参し、借用書を提出すること。

(4) 第一回入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

質問・意見の受付期限	平成 21 年 11 月 4 日 (水) 午後 5 時まで
受付方法	電子メールによる送信のみ
質問・意見の様式	様式集 (様式 1-3) に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
質問・意見の提出先 アドレス	gakko-kyusyoku@city.aisai.lg.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	愛西市教育委員会 学校給食課 (学校給食佐屋センター内) 電話 0567-24-2635 (直通)

回答の公表	事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き11月20日（金）に市のホームページで公表する予定である。
-------	--

(5) 第二回入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

質問・意見の受付期限	平成21年12月15日(火) 午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信のみ
質問・意見の様式	様式集(様式1-3)に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く24時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
質問・意見の提出先アドレス	gakko-kyusyoku@city.aisai.lg.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	愛西市教育委員会 学校給食課(学校給食佐屋センター内) 電話 0567-24-2635(直通)
回答の公表	事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き1月13日(水)に市のホームページで公表する予定である。

2) 第一次審査(入札参加資格の確認)

入札に参加を希望する者は、入札参加表明及び第一次審査(資格審査)に必要な資料(参加表明書、参加資格確認申請。以下、「入札参加表明書等」という。)を提出し入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

(1) 入札参加表明書等の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成21年12月4日(金) 午前10時から正午、午後1時から午後5時

イ 提出場所

〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
愛西市役所 本庁舎 企画部 財政課

ウ 提出方法

入札参加表明書等の提出は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

(2) 入札参加表明書等の作成

入札参加表明書等は、様式集(様式2-1～様式2-11)に定めるところに従い作成すること。

(3) 参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成21年12月10日(木)に郵送にて発送する。

入札参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

確認結果通知と共に提案受付番号を交付するため、提案書には、交付された提案受付番号を記載すること。

また、入札参加資格がないとした場合については、その理由を付して通知する。

(4) 応募グループ等の構成

入札参加資格確認後は、応募グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(5) 入札参加を辞退する場合

入札参加表明以後、応募者が入札を辞退する場合は、様式集(様式3-1)を入札日の前日までに愛西市教育委員会 学校給食課(学校給食佐屋センター内)に持参し提出すること。

(6) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、平成21年12月10日(木)(参加資格確認結果発送日)とする。

(7) 入札参加資格の確認基準日以降の取り扱い

ア 参加資格確認基準日以降から入札書類の受付日まで

- a 応募者の構成員の変更(代表企業、構成企業、協力企業の分類の変更を含む。以下同じ。)又は追加は、認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、応募者は構成員の変更等について、市と協議を行うこととする。

市は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで変更等を認める。

- b 応募者の構成員が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合(「以下、「指名停止等に該当する場合」という。)は、当該応募者は、入札に参加することができない。

ただし、代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合は、応募者は構成員の変更等について、市と協議を行うこととする。

市は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで入札参加等を認める。

イ 入札書類の受付後から落札者の決定日まで

- a 応募者の構成員が、指名停止等に該当する場合は、当該応募者は失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員が、指名停止等に該当する場合は、応募者は、市が別途指定する期間内に当該構成員を除外し、かつ新たな構成員の追加等により提案内容の継続性を

担保するために必要な手当てを行うことにより、市に承認を求めることができる。

その内容を市が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

(8) その他

ア 入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。

3) 第二回現地見学会に関する事項

(1) 第二回現地見学会の開催

市は入札参加資格があると認められた応募者に対し、第二回配送校見学会を開催する。開催要領は次のとおりである。

ア 第二回現地見学会開催要領

日 時	平成 21 年 12 月上旬～下旬（応募者の代表企業に通知する。）
申し込み方法	様式集（様式 1-2）に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	応募者の代表企業に通知する。
申し込み先アドレス	gakko-kyusyoku@city.aisai.lg.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	愛西市教育委員会 学校給食課（学校給食佐屋センター内） 電話 0567-24-2635（直通）
当日のスケジュール	参加申し込みを行なった応募者の代表企業に通知する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・見学会で入札説明書等の資料の配布は行なわないので各自持参すること。・写真撮影は可能とする。・現地見学会以外で、個別に学校を訪問することは不可とする。・配膳業務の対象校については、配膳室の内部の見学を行う。・詳細は、各応募者の代表企業に通知する。

イ 第二回配送校見学対象箇所

各配送校（10 校）

4) 立田センター、佐屋センター見学会

市は入札参加資格があると認められた応募者に対し、立田センター及び佐屋センターの見学会を開催する。

日 時	平成 21 年 12 月上旬～下旬（応募者の代表企業に通知する。）
申し込み方法	様式集（様式 1-2）に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。

受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	応募者の代表企業に通知する。
申し込み先アドレス	gakko-kyusyoku@city.aisai.lg.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	愛西市教育委員会 学校給食課（学校給食佐屋センター内） 電話 0567-24-2635（直通）
当日のスケジュール	参加申し込みを行なった応募者の代表企業に通知する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・見学会で入札説明書等の資料の配布は行なわないので各自持参すること。 ・写真撮影、計測は可能とする。 ・詳細は、各応募者の代表企業に通知する。

5) 第二次審査(入札方法等)

応募者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及び入札書（提案資料及び入札書を合わせて、以下「入札書類」という。）を次により提出すること。

(1) 提案資料の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成 22 年 2 月 10 日（水） 午前 10 時から正午

イ 提出場所

〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
愛西市役所 本庁舎 2階 第1会議室

ウ 提出方法

提案書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(2) 入札書の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成 22 年 2 月 10 日（水） 午後 1 時

イ 提出場所

〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
愛西市役所 本庁舎 2階 第1会議室

ウ 提出方法

入札書は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(3) 入札にあたっての留意事項

ア 本入札説明書の承諾

応募者は、本入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 費用負担等

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集 4-1～4-4 に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書類の提出にあたっては、入札参加資格の確認結果通知書の原本を持参すること。

エ 入札代理人等

応募者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

オ 入札の棄権

応募者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

カ 公正な入札の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約を締結しない、もしくは契約の解除等の措置をとることがある。

キ 入札金額の記載等

ア) 予定価格

4,040,782 千円 (消費税及び地方消費税除く)

※予定価格には、物価変動を含まない。なお、市の算定根拠は公表しない。

イ) 入札金額の記載

入札金額は、様式集 (様式 5-14) の「市の支払うサービス対価計」の行の合計額を記載すること。

ウ) 入札時算定用年間提供給食数

年間 196 日とし、一日あたりのクラス数は、各年度以下の通りとする。

なお、本数値は入札字算定用の数値であり、年間日数、通常食クラス数、アレルギー食共に、実際は異なり、その算定方法は契約書案に従うものとする。

	通常食(クラス数)	アレルギー食(食数)
平成 24 年度	130	20
25 年度	130	20
26 年度	130	25
27 年度	130	25
28 年度	130	30
29 年度	125	30
30 年度	125	30
31 年度	125	35
32 年度	125	35
33 年度	125	35
34 年度	120	40
35 年度	120	40
36 年度	120	40
37 年度	120	40
38 年度	120	40

ク 入札執行回数

1 回とする。

ケ 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

ア) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は応募者に帰属し、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、選定されなかった応募者の提案書類は、事業者の選定後、一式を除いて返却する。

イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ) 複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

オ) 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの

限りではない。

コ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

サ 入札保証金及び契約保証金

ア) 入札保証金

免除する。

イ) 契約保証金

- ・ 本契約締結の効力発生後直ちに、施設整備業務期間を保証期間として、事業契約書案別紙 6 記載のサービス対価 A とサービス対価 B を加算した額に、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。
- ・ 前項の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。
- ・ 前 2 項のほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。なお、担保の価値は、その保証する金額とする。
- ・ 事業者は、市又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険に係る保険証券を市に提出した場合は、契約保証金の全部又は一部を納めないことができる。
- ・ 前項において、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が、市以外の者を被保険者として締結される場合は、当該保険契約にかかる保険金請求権の上に、本件業務に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権等の債権を被担保債権として、市を第一順位の権利者とする質権又は譲渡担保権を設定し、第三者に対する対抗要件を具備する(かかる質権設定の費用は事業者が負担する。)
- ・ いずれの方法においても、契約締結後速やかにその手続きを行い、その証明となる書類を提出しなければならない。

6) 開札

(1) 日時

平成 22 年 2 月 10 日(水) 入札後、開札を行う。この際、入札金額の公表は行わない。

(2) 場所

〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
愛西市役所 本庁舎 2階 第1会議室

(3) その他

応募者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。応募者又はその代理人が開札

に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札書に金額の記載がないとき。
- イ 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- ウ 同一入札者が2以上の入札をしたとき。
- エ 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。
- オ 入札書に入札者若しくはその代理人の記名押印がなく、又は訂正箇所には訂正印がないとき。
- カ 入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「基礎審査」「性能審査」「価格審査」の3段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

1) 審査委員会

審査は、学識経験者及び市職員で構成する（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業に伴うPFI事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が落札者決定基準に基づき行う。審査委員会の委員は次のとおりである。

（敬称略）

	審査委員名	役職
委員長	奥野 信宏	中京大学 理事・総合政策学部教授
副委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
委員	上原 正子	愛知みずほ大学短期大学部准教授
委員	山田 信行	愛西市 副市長
委員	五富利 清彦	愛西市 教育長

2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求め、応募者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

3) 落札者の決定及び公表

(1) 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

(2) 結果及び評価の公表

市は、審査委員会における審査結果を取りまとめて、各応募者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

(3) 落札者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

1) 基本協定の締結

市は落札した応募グループの構成員と基本協定を締結する。

なお、落札した応募グループの構成員が、落札日から基本協定締結日までの間に指名停止等に該当する場合には、当該構成員の除外や新構成員の追加等により提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを要求する場合や、基本協定を締結しない場合等がある。それにより、選定事業者に損害が発生した場合は、その損害は選定事業者が負担する。

2) SPC の設立

落札した応募グループの構成員は、本事業を実施するため、本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で愛西市内に設立するものとする。

なお、落札者となった応募グループの構成員のうち、代表企業及び構成企業は必ず SPC に出資することとし、代表企業及び構成企業の議決権が全体の 50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

代表企業及び構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。

3) 事業契約の締結

市は落札した応募グループの構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、愛西市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、落札した応募グループの構成員が、基本協定締結日から本契約締結までの間に指名停止等に該当する場合には、当該構成員の除外や新構成員の追加等により提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを要求する場合や、仮契約を締結しない場合等がある。それにより、選定事業者に損害が発生した場合は、その損害は選定事業者が負担する。

(1) 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(2) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、SPC の負担とする。

(3) SPCの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPCは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

敷地の立地条件は次に示すとおりである。

所在地	: 愛知県愛西市森川町村仲 10 番 (一部)、11 番 1、12 番 1
用途地域	: 市街化調整区域
建ぺい率/容積率	: 60%/200%
敷地面積	: 5,500 m ² 程度
緑化率	: 5%以上

2 土地の取得に関する事項

土地は平成 22 年度 6 月に取得予定である。

本事業に必要な範囲について、SPC に無償で使用を許可する。

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する

事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、本事業の事業契約に関する議案を、平成22年第2回市議会定例会に提出する予定である。

2 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

3 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署：愛西市教育委員会 学校給食課（学校給食佐屋センター内）

住 所：〒496-0902 愛知県愛西市須依町庄屋敷 29 番地

電 話：0567-24-2635（直通）

F A X：0567-24-1370

電子メール：gakko-kyusyoku@city.aisai.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.aisai.lg.jp>